

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	障害者自立支援医療事業
-----	-------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	障害者自立支援法(旧身体障害者福祉法)		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 H18 ~ 至 繼続

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	自立支援係	内線	4267 課No. 35020
関係課			

総合計画					
章	名 第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり				
節	名 第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり				
細節	名 第5 高齢者・障害者支援施策の充実				
施策	名 ⑤障害のある人に対する生活支援サービスの充実 該当ページ 111ページ				
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン					
事業区分	新規	●	継続	■	施策No. 22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項
身体に障がいのある方に必要な医療を給付し、障がいの除去・軽減や機能回復を行う。	・心臓ベースメーカー植込等の障がいの医療費を支給する。 19年度から生活保護の医療扶助で腎臓の人工透析を受けている者が、國の方針変更により、自立支援医療制度により、透析を受けることとなつた。生活保護受給者は医療保険適用がないため、全額この制度で助成することとなり、この事業の予算規模が大幅に拡大が見込まれる。	・心臓ベースメーカー植込等の医療費を支給する。 H20年度から特別医療費助成制度の改正に伴い、人工透析等の重度かつ継続の対象となる者の自己負担相当額についてもこの制度で助成することとなり、予算規模の拡大が見込まれる。	・心臓ベースメーカー植込・人工透析等の医療費を支給する。	・心臓ベースメーカー植込・人工透析等の医療費を支給する。		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
身体に障がいのある方に必要な自立支援医療費(更生医療)を支給し、障がいの除去・軽減や機能回復を行う。						(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の対象者(交付先)						
身体障害者手帳所持者						
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19~H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	62	108	129	130	429	
財源内訳(インプット)	一般財源	21	30	33	33	117
	国庫支出金	25	51	64	64	204
	県支支出金	16	27	32	33	108
	起債()					
	その他()					